重　要　事　項　説　明　書

（指定地域密着型通所介護・札幌市通所型サービス）

指定地域密着型通所介護（札幌市通所型サービス）サービス提供にあたり、当事業所がご利用者に説明すべき事項は次の通りです。

１．事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人　　渓仁会
主たる事務所の所在地	札幌市中央区北３条西２８丁目２番１号
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長　　谷内　　好
電話番号／ホームページ	(011)640-6767　/　http://www.keijinkai.com/shafuku/

２．ご利用事業所の概要

（１）事業所の所在地等

事業所の名称	デイサービス虹色
事業所の所在地	札幌市南区藤野２条１２丁目２０番１号
都道府県知事許可番号	０１９０５０３８４７
管理者の氏名	千葉　はるか
電話番号	（０１１）２１１－０２３０
ＦＡＸ番号	（０１１）２１１－０２３５

（２）ご利用事業所であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		備　　考
	指定年月日	利用定員	
介護老人福祉施設	令和　７年　４月　１日	８０名	
短期入所生活介護	令和　７年　４月　１日		

（３）事業の目的と運営の方針

事業の目的	ご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持、またご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。
運営の方針	ご利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて目標を設定し、その目標を達成するため計画的にサービス提供を行います。 ご利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況を的確に把握し、機能訓練その他必要なサービスをご利用者の希望に添って適切に提供します。

2026/6/1

（４）事業所窓口の営業日及び営業時間

営　業　日	月曜日から金曜日 （土日祝祭日及び１２月３０日から１月３日を除く）
営業時間	８：１５　～　１７：１５

（５）サービス提供日及び提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日 （土日祝祭日及び１２月３０日から１月３日を除く）
サービス提供時間	９：４５　～　１６：００

（６）建物の構造等および利用定員

敷　　地		１０，６５７．８３㎡
建　物	構　　造	鉄骨造陸屋根　地上２階建て
	延床面積	４，４５９．５６㎡
	利用定員	１５名（札幌市通所型サービスを含む）

（７）職員体制（法令で定める職員配置を基準とする）

従業者の職種	人数	備　考
管　理　者	１名	
生　活　相　談　員	１名以上	１名以上が常勤
介　護　職　員	１名以上	
看　護　職　員	１名以上	
機能訓練指導員	１名以上	

３．サービスの内容及び費用について

（１）介護保険給付によるサービス（介護保険の１割～３割を自己負担）

種　　別	内　　容
地域密着型通所介護計画の作成	居宅サービス計画に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。
入　　浴	浴室での移動・着脱の介助、洗体・洗髪の介助をおこないます。
排　　泄	ご利用者の状況に応じて介助をおこなうと共に、　排泄の自立についても適切な援助をおこないます。
健　康　管　理	体温・血圧・脈拍の測定、服薬管理、　緊急時の対応をおこないます。
個別機能訓練	個別機能訓練計画に基づいた機能訓練と指導・実施・評価をします。
運動機能向上訓練	運動器の機能向上を目的として訓練の指導・実施をします。
食　　事	栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、ご利用者の身体状況や嗜好に考慮した食事を提供します。また、生活習慣を尊重し、状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう配慮します。

栄養アセスメント 栄養改善	管理栄養士が、介護職員等と共同して、低栄養状態のリスク及び課題を把握し、必要に応じて改善計画をおこないます。
アクティビティ	体操・音楽・ゲームや季節行事、　外出行事をおこないます。
送　　迎	専用車輌による送迎および、　乗降時・乗車中の介助等をおこないます。
相談および援助	ご利用者とその家族からのご相談に応じます。
その他	その他の日常生活に関わる援助をおこないます。

（２）介護保険給付外費用

種　　別	内　　容	自己負担額
食事の提供に要する費用	食材料費及びおやつ代調理コスト	１食　　６５０円
送　迎　費	ご利用者の居宅が通常の事業の実施地域外の場合、１ｋｍ毎に３０円	
教養娯楽費	１日３０円（参加された場合のみ）	
レクリェーション費	個別の希望に基づく活動等における材料費等　　実費	
外出行事費	参加費として３００円（別途、昼食代と施設利用料は自己負担）	
キャンセル料	当日９：４５以降に利用をキャンセルされる場合、食材費は自己負担 ※病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。	
おむつ代	事業所の物をご使用された場合 紙パンツタイプ１００円、　尿取りパット１００円	
写　真　代	１枚　３０円	

（３）ご利用者負担額

① ご利用者の負担額は、「１９．サービス利用料金表・各加算表〔法定代理受領（現物給付)〕」に基づき算出した利用料と、前項「（２）介護保険給付外費用」で該当する料金を加えた金額です。

なお、「居宅サービス計画書」（または「総合事業サービス・支援計画及び評価表」）を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が地域密着型通所介護（または札幌市通所型サービス）利用料金の全額（１０割）を支払い、その後市区町村に対して保険給付分（９割～７割）を請求することになります。

② 当事業所は、社会福祉法人利用者負担減額対象施設です。また、生活保護受給者等に対して、当法人「社会福祉法人渓仁会通所介護事業食費減免規程」に基づき食費負担額減額措置を実施します。対象者は、1回の利用につき食費が３００円になります。（※食費減免対象者：生活保護受給者）

③ 法定利用料の一部が介護保険制度上の支給限度額を超える場合には、超えた分について全額自己負担となります。ただし、そのような場合には、「居宅サービス計画書」（または「総合事業サービス・支援計画及び評価表」）を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。

４．通常の事業の実施地域

札幌市南区とします。

５．苦情等を処理するために講ずる措置の概要

（１）苦情等申立窓口

当事業所のサービスについて、ご不明な点がございましたら、当事業所苦情等相談担当（生活相談員）までお気軽にご相談ください。責任をもって調査、対応に努めます。また、１階受付にご意見箱を設置しておりますのでご利用ください。

苦情解決責任者	管　理　者　　千葉　はるか
苦情受付担当者	生活相談員　　千葉　はるか
受付時間等	毎週月曜日～金曜日　８：１５～１７：１５ ＴＥＬ　（０１１）２１１－０２３０ ※土日祝祭日及び１２月３０日から１月３日を除く

なお、福祉サービスの苦情相談窓口および、当法人として第三者委員を設置しておりますのでこちらもご利用ください。

北海道国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南２条西１４丁目　国保会館内 ＴＥＬ　０１１－２３１－５１７５
北海道福祉サービス運営適正化委員会	札幌市中央区北２条西７丁目　かでる２．７ ＴＥＬ　０１１－２０４－６３１０
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課施設指導係	札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所内 ＴＥＬ　０１１－２１１－２９７２
札幌市南区役所保健福祉部保健福課	札幌市南区真駒内幸町２丁目２－１ ＴＥＬ　０１１－５８２－４７４７
当法人第三者委員	奥田　龍人 ＴＥＬ　０１１－７１７－６００１ （ＮＰＯ法人シーズネット） 大能　文昭 ＴＥＬ　０１１－２８１－６１１３ （中央区社会福祉協議会）

（２）円滑かつ迅速に苦情処理をおこなうための処理体制・手順

①苦情を受け付けた場合は、直ちにその内容を管理者（苦情解決責任者）に報告し、「苦情内容記録票」に記載します。

②管理者は苦情内容を確認し、内部により即時対応できる場合は迅速に処理を行います。

③対応内容は状況に応じて、ご利用者・ご家族等に十分な説明、管理者による謝罪、再発防止策の文書による提示、損害賠償、その他できる限りの対応をいたします。

④対応結果についても、「苦情内容記録票」等に記載し、再発防止に役立てます。

６．提供するサービスの第三者評価の実施の有無について

当事業所では、第三者評価を実施しておりません。

2026/6/1

７．衛生管理等

（１）当事業所は、ご利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。

（２）事業者は、従業者と事業所の衛生管理に努めるとともに、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

①当事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

②当事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

③当事業所は、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

８．地域との連携等

（１）事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとします。

（２）事業所の行う事業を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。

（３）運営推進会議の構成員は、ご利用者、ご利用者のご家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護及び第１号通所事業について知見を有する者等とし、おおむね６か月に１回以上開催するものとします。

（４）事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。

（５）事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

９．緊急時等における対応方法

当事業所は、サービスの提供を行っているときに、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

１０．事故発生時の対応

（１）当事業所サービスの提供により事故が発生した場合は、ご利用者のご家族、札幌市、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

（２）当事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、会議等において改善策を検討し再発防止に努めます。

（３）当事業所の過失により、ご利用者の生命・身体・財産に損害をおよぼした場合は、ご利用者に対してその損害を速やかに賠償いたします。なお、事業者は、あいおいニッセイ同和損害保険㈱の介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しています。

2026/6/1

ただし、当事業所の責に帰すべき事由がない限り、当事業所は損害賠償責任を負いません。

１１．個人情報の保護

（１）当事業所は、個人情報の取扱いにあたり「個人情報の保護に関する法律」や厚生労働省のガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、当法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者やご家族に関する情報を適正に保護します。

（２）当事業所は、サービスを提供する上で知り得たご利用者やご家族等に関する個人情報については、ご利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後においても第三者に漏らすことはありません。

（３）あらかじめ文書によりご利用者やご家族の同意を得た場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

（４）当事業所は、業務上知り得たご利用者およびご家族の秘密を保持させるため、在職中はもとより退職後においても、これらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

（５）個人情報に関する苦情の申立てや相談があった場合には、前５項「苦情等を処理するために講ずる措置の概要」の規定を一部準用し、迅速かつ適切な処理に努めます。
なお、当事業所以外の主な相談窓口は次のとおりです。

北海道総務部法制文書課行政情報センター	０１１－２３１－４１１１
札幌市総務局行政部行政情報課	０１１－２１１－２１３２
札幌市消費者センター	０１１－２１１－２２４５

１２．非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「藤野すずらんの杜消防計画」に則り対応をおこないます。
平常時の訓練	別途定める「藤野すずらんの杜消防計画」に則り年２回、避難訓練を実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、自動火災報知器、誘導灯、ガス漏れ報知器、防火扉、非常通報装置、カーテン（防炎加工のあるもの)、非常用電源（自家発電機)、消火器、非常用照明を使用しております。
消防計画等	南消防所への届出日　　令和　７年　３月　３１日 防火管理者　　北村　重人

１３．当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

健康状態の申告	健康状態に異常がある場合にはその旨をお知らせください。 特に、感染症の疑いが少しでもある場合には、必ず事前にお知らせください。
居室・設備・器具の利用	事業所内の設備､器具は本来の用法にしたがってご利用ください。その他工作を加えるようなことは禁止します。これに反したご利用により破損等が生じた場合､弁償していただくことがあります。

喫　　煙	敷地内禁煙のため、喫煙はご遠慮ください。
食　事	食事は、特段の事情がない限り、事業所が提供する食事を摂っていただきます。
迷惑行為等	騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持金品の管理	ご本人管理をお願いします
宗教活動・政治活動	事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

１４．利用料金のお支払いについて

当事業所が提供するサービスの料金は１か月ごとに計算し、翌月１５日迄に請求書を発行しますので、毎月２５日迄にお支払いをお願いします。

口座自動引落は、毎月２０日に預金口座から引き落とされます。（金融機関が休日の場合はその翌営業日）

お支払方法は、①口座自動引落し、②指定口座への振込み、③当事業所窓口での現金支払いの３つの方法があります。

※利用料金のお支払いは、原則、口座自動引落としでお願いします。

お支払方法	内　容
①口座 自動引落	ゆうちょ銀行のみ 口座自動引落ご希望の方は、あらかじめ手続きが必要です。 預金口座は、ご本人名義以外でも可能です。
②口座振込み	金融機関　　北海道銀行　札幌駅前支店 口座番号　　１９９３７７９ 口座名義　　社会福祉法人渓仁会　藤野すずらんの杜　理事長　谷内　好 ※ 振込手数料は、ご入居者（振込人）にご負担いただきます。
③現金支払い	お支払場所：　介護老人福祉施設　藤野すずらんの杜　事務室 受付営業日：　月曜日～金曜日　９：００～１６：３０ ※土日祝祭日及び１２月３０日から１月３日を除く

１５．身体拘束について

当事業所では、ご入居者または他のご入居者等の生命・身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。行わざるを得ない場合には、ご入居者およびご家族に対し説明を行い、同意を得るとともに、その様態および時間、ご入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由について記録します。

１６．虐待防止について

当事業所は、ご利用者の人格の擁護、虐待防止のための責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

１７．事業所におけるハラスメント防止について

（１）当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

（２）ご利用者又はご家族からのカスタマーハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除する場合があります。

①　職員に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。

②　パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

＜パワーハラスメント例＞

・物を投げつける、叩く、蹴る、手を払いのける、唾を吐く、服を引きちぎる等

・怒鳴る、奇声、大声、恫喝、威圧的な態度、理不尽な請求　等

＜セクシャルハラスメント例＞

・必要もなく身体を触る、ヌード写真を見せる、性的な話をする、手を握る　等

③　無断で職員の写真や動画を撮影すること、また、無断で録音等を行うこと。

④　その他前各号に準ずる行為。

１８．文書開示について

当事業所では、ご利用者およびご家族等から介護記録等の文書開示を求められた場合、特別な理由がない限り、他のご利用者等の個人情報を除き開示いたします。写しを交付した場合には、コピー代として１枚につき１０円をご負担いただきます。文書の開示をお求めの際は、必要書類の記入等がございますので、生活相談員または事務職員にお尋ねください。

１９．サービス利用料金表・各加算表

地域密着型通所介護利用料金表　【１割負担の場合】

	料金（日額）				
時間区分	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
６時間以上７時間未満	６８８円	８１３円	９３８円	１，０６４円	１，１８９円
加算	料金				
入浴介助加算Ⅰ	４１円／回				
個別機能訓練加算Ⅰイ	５７円／回				
個別機能訓練加算Ⅱ	２１円／月				
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	２３円／回				
栄養アセスメント加算	５１円／月				
生活機能向上連携加算	１０２円／月				
科学的介護推進体制加算	４１円／月				

札幌市通所型サービス利用料金表　【１割負担の場合】

サービス内容	サービス区分	料金	利用回数
基本料金（４時間以上）	要支援１（事業対象者）	日額　４４２円	３回／月まで（週１回）
		月額１，８２４円	４回以上利用の場合
	要支援２	日額　４５４円	７回／月まで（週２回）
		月額３，６７２円	８回以上利用の場合
加算	料金		
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援１	９０円／月	
	要支援２	１７９円／月	
栄養アセスメント加算	５１円／月		
生活機能向上連携加算	１０２円／月		
科学的介護推進体制加算	４１円／月		

※この料金は介護職員等処遇改善加算Ⅰとして１２．７％相当額が上乗せされています。
※料金表は、法に定められた介護給付費単位数に地域加算（乙地）の１０．１４円を乗じたものとなっています。
※２割負担の方は１割負担の料金の２倍の料金、３割負担の方は３倍の料金となります。